

島根県後期高齢者医療広域連合

「被保険者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

島根県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の「被保険者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間を毎年8月1日から、翌年7月31日までとしており、現在、年度更新作業を行っています。

保険医療機関、保険薬局並びに訪問看護ステーションにおかれましては、以下の点にご留意のうえ、適切なお取り扱いをお願いいたします。

1. 被保険者証について

- ① 被保険者証の色が変わります。
旧) 有効期限：平成21年 7月31日まで → さくら色
新) 有効期限：平成22年 7月31日まで → 藤色
※ 新しい被保険者証についてはサンプルをご確認ください。
- ② 年度更新にあたり、前年中の所得を基に負担区分を再判定しているため、平成21年7月31日までとは「窓口一部負担金の負担割合」が異なる場合があります。
- ③ 7月中に、年齢到達以外の理由（他県から転入、住所地特例解除など）によって資格取得された被保険者に対しては、すでに、有効期限が「平成22年7月31日まで」となっている「藤色」の被保険者証を交付しています。
- ④ 県外転出の予定、またはその他の事情により、有効期限が平成22年7月31日以前の日付となっている場合もありますので、確認の際にはご注意ください。

2. 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

- ① 減額認定証は、被保険者証とは異なり、8月以降も証の色（白色）は変わりません。
- ② 年度更新にあたり、前年中の所得を基に負担区分を再判定しているため、平成21年7月31日までとは「低所得者区分」が異なる場合があります。
- ③ 負担区分の再判定により、平成21年8月1日以降は低所得者区分に該当しなくなる場合もありますので、減額認定証の有効期限には特にご注意ください。
- ④ 被保険者の方が、平成21年8月1日以降も、有効期限が「平成21年7月31日まで」となっている減額認定証のみを提示されるようであれば、おそれ入りますが、平成21年8月1日以降も低所得者区分に該当するかどうか、広域連合または、お住まいの市町村にお問合せいただくよう、被保険者の方にお伝え願います。
なお、平成21年8月1日以降において低所得者区分に該当する被保険者の方には、市町村窓口にて申請手続きを行っていただくよう、勸奨通知書を送付しております。

【この件についてのお問合せ先】

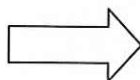
島根県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課

TEL 0852-20-7525・7526・7527

FAX 0852-21-5551

旧 保険証 (さくら色)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	
被 保 險 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	高根県後期高齢者医療広域連合 高根県後期高齢者医療広域連合



新 保険証 (藤色)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成22年 7月31日	
被保険者番号	
被 保 險 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成21年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	高根県後期高齢者医療広域連合 高根県後期高齢者医療広域連合

(※ 写真の保険証は実寸大ではありません)